名　称　新和沖拓洋養殖施設第四号灯浮標
位　置
所在地　大多尾港三号防波堤灯台（熊本県天草市）の東北東方約二・二キロメートル
北　緯　三二―二一―四一
東　経　一三〇―一四―一〇
廃止年月日　令和七年二月二十四日

名　称　高知港南防波堤東仮設灯台
位　置
所在地　高知県高知港（南防波堤東端）
北　緯　三三―二九―五五
東　経　一三三―三五―三九
撤去年月日　令和七年二月九日
記　事　一時変更

名　称　立馬埼沖海況観測灯浮標
位　置
所在地　立馬埼灯台（愛知県田原市）の東北東方約二・九キロメートル
北　緯　三四―四〇―三〇
東　経　一三七―〇五―四九
撤去年月日　令和七年二月十五日
記　事　一時変更

○防衛省告示第百六十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月九日

日　時　令和七年七月十六日（予備、同月十七日及び同月十八日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦
その他　自衛艦十隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月九日

日　時　令和七年七月十六日（予備、同月十七日及び同月十八日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(ウ)　東経一二八度〇九分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三二度四七分一二秒

実施艦
その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月九日

日　時　令和七年七月十六日（予備、同月十七日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度二九分四七秒
(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度四〇分〇〇秒
(ウ)　北緯四一度〇〇分〇〇秒　東経一四二度四〇分〇〇秒
(エ)　北緯四一度〇〇分〇〇秒　東経一四二度二九分四七秒

実施艦
その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月九日

日　時　令和七年七月十六日（予備、同月十七日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦
その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月九日

日　時　令和七年七月十七日及び同月十八日（予備、同月二十一日）の毎日〇六〇〇から一九〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦
その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○北陸地方整備局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月九日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

七　号　新発田市小舟町一丁目六四〇番二地先から同市小舟町一丁目四八〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　令和七年七月九日